

令和8年第2回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年6月15日（月）

○山口 悟議員（登壇）

市民クラブの山口です。

早速ですが、通告に基づいて6項目について質問させていただきます。

第1項目めは、放課後児童クラブの環境整備について質問します。

1点目に、警報発令時の受入体制の構築についてお伺いします。

本件については、令和7年第3回定例会でも質問いたしました。その際、当局からは、「安全確保の観点から開所を見合わせている。一方で、就労環境の観点も重要であり、引き続き調査・研究を進める」との答弁がありました。

現在、当局において調査・研究を進めていただいていると思いますが、私もこの間、調査を行ってまいりました。

姫路市を除く中核市で回答をいただいた59市のうち、警報発令時に何らかの形で開所している自治体は26市ありました。そのうち、川口市、長野市などは、警報発令により、朝から学校が休校となった場合でもクラブを開所しています。また、岡崎市、豊田市は暴風警報・特別警報以外は開所、明石市、下関市では、朝から休校となった場合、昼食後の午後から開所としています。

その他の中核市でも、途中下校となった場合は時間を早めて開所する、土曜日や長期休業期間に警報が発令された場合は朝から開所するなど基準は様々ですが、子どもたちの安全と保護者の就労の両立を図るため、前向きな運用が行われています。

また、本市の私立放課後児童クラブ10クラブのうち4クラブでは、午前7時時点で警報が発令された場合でも、保護者の送迎を基本として朝8時から開所。また、支援員がそろい次第開所としているクラブや、途中下校となった場合、保護者の送迎による受入れや、クラブ職員が学校へ迎えに行く対応を行っているクラブもありました。

このように、他都市や市内の私立クラブでは、一定の条件の下で警報発令時も開所している実例があります。

これらを踏まえれば、安全確保の観点から開所を見合わせているという段階ではなく、どのような条件であれば本市の公立クラブでも安全に開所できるのかを検討し、具体的な開所基準を設計すべき段階に来ていると考えます。

加えて、安全確保の観点についても、多くのクラブが小

学校に隣接している実態を踏まえれば、危険だと判断すれば避難所である学校施設の体育館や空き教室等を活用することが現実的かつ有効な対応であります。

それに、学校側からも、「登校後に警報が発令した場合、保護者のお迎え待ちが発生するため、警報時にクラブを開所してほしい」との声が出ていると伺っています。これは、学校側としても現状の対応に限界を感じている表れであり、学校施設の活用については、調整は必要ですが協力を得られる状況にあると考えます。

それから運用面においては、警報時に開所する場合、支援員の確保と安全対策が不可欠です。警報時の支援員の増加に加え、安全に出勤するためのタクシー代補助や特別出勤手当支給など、具体的な処遇改善措置の検討も必要であると考えます。

まずは、他都市や市内の私立クラブの実例を踏まえ、本市としても開所基準を定め、段階的に制度設計を進めるとともに、学校施設の活用による安全確保策、さらに支援員確保と処遇改善を含めた運用体制の整備を図るべきと考えますが、当局として今後どのようなスケジュールでどのような内容の検討を進め、方向性を示していくのか、ご所見をお聞かせください。

2点目に、ICT環境の整備についてお伺いします。

市民クラブで行政視察に伺った青森市では、保護者へのアンケートで要望が多かった放課後児童クラブのICT環境整備について、令和7年度に整備を行い、運用を開始していました。

具体的には、児童の入退室管理、保護者との連絡機能、支援員の出退勤管理、さらには事務作業の効率化などにICTを活用し、児童の安全確保や保護者の利便性向上、支援員の負担軽減につなげていました。

一方、本市では児童の入退室管理や保護者との連絡について、民営化された放課後児童クラブから実施されているとお聞きしました。

また、支援員の出退勤管理や事務作業の効率化については、現時点では未着手とのことでありました。

そこで、2点についてお伺いします。

第1点は、児童の入退室管理及び連絡体制についてであります。

青森市では、ICT環境の整備により、児童が入室した際に保護者のスマートフォンへ通知が届くほか、誤って退室しようとした際にはシステムが警告を発するなど、児童

の安全確保と保護者の安心感の向上につながっていました。

また、保護者への連絡体制についても、連絡用アプリを通じていつでも連絡できる体制が整えられており、保護者の利便性の向上につながっているとお聞きしました。

一方、本市では入退室システムも連絡用アプリも、現在、民営化されたクラブのみで導入されており、児童や保護者は利用するクラブによってサービス内容に差が生じている状況であります。

そのため、クラブの状況にかかわらず、全ての放課後児童クラブにおいて早期に整備すべきだと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

第2点は、放課後児童クラブ支援員の出退勤管理及び事務作業の効率化についてであります。

青森市では、支援員の出退勤管理についてもICT化されており、誰がいつ勤務しているかをシステム上で把握できるほか、児童及び支援員双方の予定が可視化され、クラブ内で円滑な情報共有が行われていました。

また、ICT化により紙による管理などの事務負担の軽減にもつながっているとのことでした。

本市においても、支援員の出退勤管理をはじめとする各種事務作業の効率化を進めることは、支援員が児童と向き合う時間を確保する上でも重要であると考えます。

そこでお伺いします。

放課後児童クラブ支援員の出退勤管理や事務作業の効率化についてもICT化を進めるべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

3点目に、待機児童の解消についてお伺いします。

こども家庭庁の令和7年放課後児童健全育成事業の実施状況における令和7年5月1日時点の調査では、本市の待機児童数は255人となっており、待機児童数の多い自治体の上位に入っています。

現在、本市の放課後児童クラブでは学年ごとに入所枠を管理しており、例えばクラブに8人分の空きがあっても、その学年の希望者数が10人いた場合には全員を受け入れない運用となっています。

公平性の観点から、他の自治体でも同様の運用であることは認識していますが、クラブに空きがあるにもかかわらず受け入れない現状は改善の余地があるのではないのでしょうか。

実際、この運用基準に起因する待機児童数は、令和5

年度が1年生2人、4年生28人の計30人、令和6年度が4年生17人、令和7年度が1年生6人と把握しています。

そこでお伺いします。

保育施設等においては、姫路市保育施設等利用調整基準表に基づき利用の優先順位が定められていますが、放課後児童クラブにおいても、実情に即した新たな利用調整基準を整備し、空き枠を柔軟に活用することで、1人でも多くの児童が利用できる仕組みへ見直すべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

また、待機児童は特に1年生で多く発生しており、令和5年度は23人、令和6年度は42人、令和7年度は60人となっています。

保護者の申請漏れ等も一因と考えられますが、一方で、新1年生の保護者に対する情報提供や周知が十分でない可能性もあるのではないのでしょうか。そのため、1年生の受付期間の延長に加え、就学前施設を通じた保護者への案内や申請期間の周知徹底など、多様な機会や媒体を活用した情報提供の強化を図るべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

第2項目めに、医療的ケア児の未就学段階における支援体制の構築について質問します。

本市の姫路市障害福祉推進計画では、重点目標の1つとして、生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実を掲げており、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援体制の構築と、インクルージョンの視点に立った育成支援を推進しています。

その重点施策の1つが医療的ケア児への対応であり、市立学校園への看護師配置や、訪問看護師の派遣、私立園への看護師雇用助成など、一定の取組が進められていることは評価しております。

しかし一方で、医療的ケアが必要な未就学児を受け入れ可能な施設は依然として少なく、地域偏も見られます。そのため、保護者にとっては通園や就労継続が困難な状況にあると考えます。

受け入れ可能な施設が少ない要因として、私立園では看護師の確保及び保育士の加配が必要であり、特に看護師の確保に苦慮しているとの声をお聞きしています。

また、医療的ケア児の保護者は外出が困難であることを考えると、施設の拡充以外にも支援につながっていない様々な潜在的ニーズも存在するのではないかと推測されます。

そこで、以下3点についてお伺いします。

1点目に、私立園への訪問看護の支援拡充についてお伺いします。

市立学校園では、市が委託した訪問看護師を派遣する仕組みがありますが、私立園では園自らが看護師を確保しなければならず、看護師の確保に大変苦慮していると伺っています。

ある私立園から、「常勤看護師が退職した後、新しい看護師を確保できず、子どもの居場所と保護者の就労を守るため、園の持ち出しで訪問看護を利用している」とお聞きしました。常勤看護師を雇用する場合の助成制度はあるにもかかわらず、訪問看護師の利用について公的支援がない現状は課題ではないでしょうか。

そこでお伺いします。

明石市など他都市のように、私立園に対しても市から訪問看護師を派遣する仕組みや、訪問看護費用を公的に助成する制度を構築すべきではないでしょうか。

こども家庭庁の医療的ケア児保育支援事業を活用すれば国と自治体が費用を負担する形で実施可能と考えますが、私立園への訪問看護の支援拡充について当局のご所見をお聞かせください。

2点目に、受入れ拠点の地域偏在の解消についてお伺いします。

現在、医療的ケア児を受入れ可能な施設は、市の中心部から南部に集中している状況です。

保護者にとって、将来、地域の小学校へ通わせたいと願い、幼児期から地域の園で過ごさせたいと考えることは極めて自然な思いです。

しかし、近隣に受入れ施設がない場合、遠距離での送迎を余儀なくされるほか、就労の継続を断念せざるを得ないケースも生じています。

そこでお伺いします。

就学前段階から地域で学ぶ環境を保障するためにも、医療的ケア児の受入れ拠点を市内全域へバランスよく拡充すべきではないでしょうか。

加えて、受入れ園への事務的・財政的負担軽減策を講じることで、受け入れやすさや安心感が高まり、受入れ施設の拡充につながると考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

3点目に、潜在的ニーズの把握と相談体制の強化についてお伺いします。

医療的ケア児の保護者は外出の困難さなどから行政や支援団体との接点が少なく、支援ニーズが表面化しにくい状況にあります。支援団体からも、「預け先がなく、声を上げる前に諦めている保護者もいるのではないかと思うが、接点が少なく把握が困難である」とお聞きしました。

本市では、地域自立支援協議会こども部会での協議や医療的ケア児等コーディネーター配置などの取組を行っていますが、医療的ケアが必要な未就学児の保護者のニーズをどのように把握しているのでしょうか。

加えて、保健・医療・福祉・教育など関係部局や支援団体との連携をさらに強化し、接点の少ない保護者に対して支援につながる仕組みを構築すべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

第3項目めは、通学路における防犯体制の強化について質問します。

子どもたちの登下校時の見守りについては、自治会等の各種団体、PTA、学校教職員の皆様のご尽力により支えられています。

また、見守りウォーキングやわんわんパトロール、こども110番の家など、地域ぐるみの取組により安全確保が図られていることに、改めて敬意を表するものであります。

しかし近年は共働き世帯の増加による活動時間の制約、地域活動の担い手不足、さらには教職員の働き方改革の推進など、社会環境の変化に伴い、従来のボランティアを中心とした人的見守り体制の維持が難しくなりつつあります。

また、本年3月に発生した南丹市男児行方不明事案では、地域の見守り体制の弱さや防犯カメラの不足、GPS機器等を所持していなかったことなどが捜索難航の一因として指摘されていました。

こうした状況を踏まえると、子どもの安全を最優先に考えるという視点の下で、安全性を一層高める仕組みを構築していくことが重要であります。人的見守りに加え、公的支援やデジタル技術を活用した持続可能な防犯体制に強化していく必要があると考えます。

そこで、以下2点についてお伺いします。

1点目に、通学路への防犯カメラの設置についてお伺いします。

防犯カメラは、犯罪抑止や事件発生時の早期解決に有効な手段であり、本市においても自治会を中心に設置が進められています。

一方で、自治会からは、「補助制度はあるものの、設置台数が増えるほど自治会負担が重く、必要性は理解していても財政的理由から設置をためらう」との声も伺っています。

しかしながら、子どもたちが日常的に利用する通学路については、安全確保を最優先に考える必要があります。道路整備においても通学路が優先されているように、防犯対策についても重点的な対応が求められるのではないのでしょうか。

例えば、加古川市や伊丹市のように、市が主体となって計画的に防犯カメラを整備することや、自治会が通学路へ設置する場合の補助額の引上げなど、より踏み込んだ支援策も必要であると考えます。

通学路の安全確保に向けた防犯カメラ設置に関する本市の今後の方針について、当局のご所見をお聞かせください。

2点目に、デジタル技術を活用した見守りについて伺います。

他の自治体では、民間企業と連携し、小型見守り端末を活用した児童見守りサービスを導入する事例が広がっています。

例えば、神奈川県藤沢市では、児童が携帯する端末の位置情報を、通学路上の受信機や協力者のスマートフォンアプリを通じて把握する仕組みが導入されています。

有料サービスであれば保護者がリアルタイムで位置確認できるほか、無料サービスであっても、万が一の際には位置情報履歴を警察の捜索活動へ活用できるなど、高い安全効果が期待されています。社会環境が変化する中でこうしたデジタル技術の活用は、人的リソースを補完する極めて重要な選択肢であると考えます。

本市においてもデジタル技術を活用した見守り体制について検討すべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

第4項目めは、行政手続のオンライン化の推進について質問します。

地域の自治会長から、「自治会からの要望や各種申請について、オンラインで手続できる項目を増やしてほしい」との声をお聞きしました。現在、自治会から提出される多くの要望書や申請書類は、担当部署への事前相談後、書類を作成・印刷し、出先機関へ持参する、または郵送する流れとなっています。

しかし近年では、定年延長や再雇用等の影響により、現役で働きながら自治会役員を担う方が増えています。そのため、平日に窓口へ赴くことが大きな負担となっていることや、郵送による提出は郵送料が発生することから、できる限り利用を控えたいとの声もありました。

本市の自治会加入率は、令和7年度時点で約88%と高い水準を維持している一方、役員の担い手不足や加入率の緩やかな低下といった課題もあります。

持続可能な地域コミュニティを維持するためには、自治会活動における事務負担の軽減が重要であり、その有効な手段の1つが行政手続のオンライン化であると考えます。本市では、これまで姫路市官民データ活用推進計画に基づき、姫路版スマートシティや自治体DXの推進に取り組み、現在、姫路市オンライン手続きポータルサイトにおいても申請件数が多いものから順にオンライン化を行っています。

6月1日現在で手続可能なポータルサイト件数は、個人向けの手続が474件、事業者向けの手続が273件、オンライン申請が可能となっていますが、本市の行政手続は4,000件以上存在しており、市民ニーズや社会環境の変化を踏まえるとオンライン化の遅滞なき推進は避けては通れない非常に重要な取組であります。

一方で、紙とオンライン申請を並行運用する、今のような過渡期においては、職員負担の増加など課題があることも認識しています。

しかしながら、今後はAI技術の活用による入力内容の確認や審査補助なども進むことが想定されており、将来的な業務の効率化を見据えれば、今の段階からオンライン化を着実に進めていくことが重要であると考えます。

そこで、以下2点について伺います。

1点目に、自治会に関する行政へのオンライン申請について伺います。

他都市では、自治会向けの補助申請や、道路・公園等に関する地域要望の受付、防犯灯設置申請などについてオンライン化を進め、自治会役員の負担軽減につなげている事例があります。

本市においても、自治会活動の実態や利用ニーズを踏まえ、行政手続のオンライン化を推進していくことが必要であると考えますが、現在、本市における自治会関係の行政手続について、オンライン化はどの程度進んでいるのでしょうか。

また、その進捗状況について、当局はどのように評価しているのでしょうか。

さらに、自治会役員の負担軽減を図るため、要望書提出や補助金申請のオンライン化を進めるためにも、電子署名の導入、添付資料の簡略化、進捗状況のオンライン確認など、自治会手続全体のデジタル化を進めるべきと考えますが、今後の取組方針について当局のご所見をお聞かせください。

2点目に、利用者視点に立ったオンライン化についてお伺いします。

姫路市官民データ活用推進計画の次期計画では、行政手続のオンライン申請の利用率の目標値を70%に設定しています。行政手続のオンライン化を進めるに当たっては、単に紙申請の件数を基準とするのではなく、市民や地域団体の負担軽減効果を踏まえ、優先順位を検討していく視点が重要であると考えます。特に、時間的制約の大きい現役世代にとって、窓口来庁の負担軽減は大きな意義があります。

オンライン申請の利用率の向上という観点からも、利便性向上の効果を踏まえ、現役世代が主な対象となる手続について、優先的にオンライン化を進めるべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

第5項目めに、産業振興とGXの推進について質問します。

1点目に、地域経済を支えるものづくり産業との連携及び支援の在り方についてお伺いします。

本市は、製造品出荷額等が約3兆円に達する全国有数のものづくりのまちとして発展してまいりました。鉄鋼、化学、電機、機械工業などを中心に産業集積が形成され、それらを支える高度な技術力を有する中小企業が数多く立地していることは本市の大きな強みであります。

中でも、大企業は雇用創出、関連産業への波及、地域税収への貢献など本市の経済を支える極めて重要な存在であり、地域活力の源泉であると言っても過言ではありません。

一方、本市ではこれまで、中小企業に対する省エネ設備導入支援やDX促進支援など様々な施策を展開されてきました。これらは、中小企業の競争力強化に資する重要な取組であると認識しております。

しかしながら、今後、本市の産業基盤と地域活力を持続的に発展させていくためには、中小企業支援に加え、地域

経済を牽引する大企業との連携や支援の在り方についてもさらに検討を深める必要があると考えます。

特に、脱炭素化への対応、先端技術分野への投資、人材確保や育成、サプライチェーンの強靱化など、企業を取り巻く環境が大きく変化する中、大企業が市内で継続的に成長投資を行いやすい環境を整えることは、地域経済全体への波及効果の観点からも重要であると考えます。

そこでお伺いします。

本市は、地域経済を支える大企業との連携及び支援の在り方について、どのように考えておられるのでしょうか、当局のご所見をお聞かせください。

2点目に、GX製品等の積極的な活用についてお伺いします。

今や脱炭素社会の実現及びGXへの対応は、あらゆる企業や自治体にとって避けては通れない大きな潮流であると認識しています。

本市においてもゼロカーボンシティやカーボンニュートラルポートの推進を進める中、市内企業との連携をさらに深め、GXへの理解促進や、グリーン鉄をはじめとするGX製品の活用を進めていく必要があると考えます。

そのような中、本年4月27日に示された国土強靱化年次計画2026（素案）において、公共分野におけるグリーン鉄の活用について言及されています。具体的には、国直轄事業における試行工事の内容等を地方公共団体へ積極的に発信し、2030年以降の公共工事におけるグリーン鉄の本格活用につなげていく方針が示されました。

国が率先してGX製品市場の形成を進め、地方公共団体に対しても積極的な活用を促している中、本市においても公共施設整備やインフラ工事等において、グリーン鉄をはじめとするGX製品を他の自治体に先駆けて積極的に活用していくべきであると考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

3点目に、GX製品を活用した環境教育の推進についてお伺いします。

GX製品の活用は公共工事に限られたものだけではありません。例えばですが、GX製品を活用したロッカーや備品等を小中学校へ配置し、それらを教材として、企業に外部講師として参画していただき環境教育を行うことで、児童生徒の環境意識の向上にもつながるのではないのでしょうか。

これは、現在、本市の学校園で実施されている、ひめじ

の農産物を知って食べよう事業や子どもたち地元の魚をさばいて食べよう事業と同様に、実際に見て、触れて、体験することで学びを深める取組であると考えます。

児童生徒にとって実物に触れながら学ぶ体験は記憶にも残りやすく、環境問題を自分ごととして捉える契機にもなると考えますが、GX製品の小中学校への配置、及びそれらを活用した環境教育の推進について、当局のご所見をお聞かせください。

第6項目めは、児童生徒輸送用バスの安全管理について質問します。

本年5月6日、磐越自動車道において、私立高校の男子ソフトテニス部員らを乗せたマイクロバスが事故を起こし、生徒1名が死亡、多数の負傷者が発生するという大変痛ましい重大事故が発生しました。

報道によれば、当該車両は貸切バスではなく、レンタカー扱いのマイクロバスであり、運行形態や安全管理体制、運転者の健康管理・運転履歴管理などについて課題が指摘されています。

こうした事故を受け、兵庫県教育長から5月14日付で、学校行事及び部活動等における生徒の輸送について通知を发出されています。

主な内容は部活動に伴う生徒の移動についてですが、学校行事全般にも共通する重要な内容であり、本市としても学校行事等における移動手段の安全管理体制を改めて検証する必要があると考えます。

加えて、包括外部監査、結果報告書においても、児童輸送用、バス借上げ契約について厳しい指摘がなされています。児童輸送用、バス借上げ契約は、市内小中学校が実施する自然学校等における児童輸送業務をバス会社へ委託するものですが、受託事業者が他の車両及び運転士を使用する、いわゆる備車が行われている実態が確認されました。

備車とは、自社で対応できない輸送を他社へ有償で委託する、あるいは借り受けた車両を使用する形態を指す物流業界の用語です。この備車の行為は再委託ではないかと指摘されていますが、教育委員会は、備車は再委託に当たらないとの見解から、市長承認を得ることなく運用しており、実際に運行する事業者名や安全管理体制についても十分把握していない状況にありました。

他社の車両及び運転士による児童輸送は、実質的には輸送業務そのものを第三者へ委ねるものであり、再委託に該当すると考えるべきであります。

姫路市契約規則第36条では、市長承認のない再委託等を禁止しており、契約約款第3条第2項においても再委託は原則禁止とされ、書面による承諾を必要としています。

特に本業務は児童の生命・安全に直結する重要な業務であり、教育委員会及び学校が確認しているのは受託事業者の安全管理体制であって、備車先については十分な確認が行われていない状況であります。

さらに、本年12月25日には日本版DBS、こども性暴力防止法が施行予定であります。一般のバス会社によるスポット運行は現時点で対象外となる可能性があります。児童生徒の安全確保の観点からも事業者及び運転士の適切な確認は必要であると考えます。

また、自然学校等の学校行事は学校管理下で実施される教育活動であり、市及び学校には安全配慮義務があります。仮に備車先で事故が発生した場合、市が実際の運行事業者を把握していなければ安全管理責任を問われる可能性も否定できません。

そのため、備車については再委託として取り扱い、契約規則及び契約約款に基づき、事前承認を要する運用へ改めるべきと考えます。

また、仮に備車を認める場合であっても、運行管理、安全管理、事故時の損害賠償責任を受託事業者が負うことを契約上明確にするとともに、事故発生時の連絡体制や情報共有手順を整備し、実効性ある安全管理体制を構築すべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

以上で、私の第1問を終わります。

○西本真造議長

井上副市長。

○井上泰利副市長（登壇）

私からは、4項目めについてお答えいたします。

まず1点目についてでございますが、本市の行政手続は令和7年度時点でおよそ4,000件あり、そのうち自治会に関する行政手続は約60件となっております。オンライン化済みの手続は15件で、オンライン化率は約25%にとどまっております。

進捗状況の評価につきましては、道路や公園等に関する要望書の受付や防犯灯の設置助成など、自治会に関する行政への手続は処理件数が少ないものの、自治会運営に携わる方々の負担軽減の観点からオンライン化を推進する必要があると考えております。

今後の取組の方針としましては、電子メールによる要望

受付など対応可能なものから速やかにオンライン化を進めるとともに、オンライン手続ポータル等のデジタルツールを活用し、自治会に関する行政手続のオンライン化を優先的に進めてまいります。

次に、2点目についてでございますが、本市の行政手続のオンライン化に向けた取組といたしましては、優先的に取り組む行政手続が約400件あり、令和7年度末時点のオンライン化率は86.9%、令和6年度末の直近のオンライン利用率は19.9%となっております。

さらなるオンライン化に当たっては利用者視点を重視し、利用者の負担軽減のため、申請頻度が高い手続や、来庁の負担が大きい方、また平日日中の来庁が困難な方が主な対象者である手続から優先的に取り組んでまいります。

今後もオンライン申請の利用促進を図るため、市民への周知を徹底するとともに、職員の業務効率化を進め、市民と職員双方の負担軽減につながるよう引き続きオンライン化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長（登壇）

私からは、1項目めと2項目めの1点目及び2点目についてお答えいたします。

1項目めの1点目でございますが、本市では一時的豪雨、いわゆるゲリラ豪雨の際における警報発令の場合には、クラブを一律に閉所するのではなく、閉所を2時間猶予し、継続して児童をお預かりする運用を令和元年度から行うなど、就労環境の確保に段階的に取り組んでおります。

しかし、クラブごとに立地や建物の状況が異なり、また、児童の学年ごとの構成も様々であるため、開所基準を一律に変更することは困難と考えております。

現在は、児童と職員の安全確保を前提に、発令のタイミング、警報の種類やレベル、施設条件など、開所に必要な条件の実態把握と整理を進め、開所の可否を検討している段階であり、具体的な検討内容や時期をお示しする段階ではございませんが、関係部署や現場の意見も踏まえ段階的にしっかりと検討を進め、整理ができ実現可能と判断したものから順次お示ししてまいりたいと考えております。

次に、2点目のアでございますが、本市のクラブは令和10年度に全施設を公設民営化予定であり、ICTツールによる入退室管理や保護者との連絡管理は公設民営化の

進捗に合わせて順次導入してまいります。これによりまして、児童の安全確保と保護者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、2点目のイでございますが、事務作業についてはクラウド型の情報共有ツール等を活用し、個人情報の取扱いに留意しながら資料共有や連絡調整のペーパーレス化を段階的に進めており、引き続き業務の効率化に努めてまいります。

出退勤管理につきましては、ICTを活用した管理を令和7年度から一部導入しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、公設民営化の進捗に合わせて順次導入を進めることによって、事務のさらなる効率化を目指してまいりたいと考えております。

次に3点目でございますが、放課後児童クラブでは、留守家庭児童の安全な居場所の提供を目的に、学年や特別な配慮の要否など児童自身の状況に基づき入所の優先順位を決定しており、簡潔で分かりやすく公平感があること、低学年や要配慮児童を優先的に受け入れられること等の利点がございます。

一方で、同じ条件の児童間では優先順位がないため、待機解消のためには様々な事情に応じた基準を整備し、優先順位を定めて受け入れることが有効とも認識しており、実施場所や職員確保により児童の受入れを図る従来の取組に加え、待機が発生しているクラブにおいては、待機者間の優先順位を定めることなど受入れ態勢を最大限に活用するためのきめ細やかな入所調整の在り方について検討を進める必要があるものと考えております。

また、特に新1年生の待機の抑制には、需要に応じた施設整備と職員の確保を早期に図ることが重要と考えており、新1年生の保護者には12月上旬を期限とした第1次受付での申込みを呼びかけております。

令和8年度募集に当たりましては、各種SNSを活用した情報発信や就学前健診時のポスター掲示の実施により受付期間内の申込みが増加し、新1年生待機者数は前年度の60人から58人減少し2人となりました。

来年度以降においても、多様な機会や媒体を活用し、保護者への案内や申請期間の周知を図ってまいります。

続きまして、2項目めの1点目でございます。医療的ケア児の受入れに当たっては看護師等の配置が必要であり、各園において看護師の確保に苦慮されている状況は十分認識しております。

他都市におきましては、市が訪問看護事業所と契約し、私立施設へ看護師を派遣する等の施策に取り組んでいる事例もあることから、本市におきましても私立施設への支援の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、医療的ケア児は本市でも増加傾向にあり、保護者ニーズを踏まえ、保護者が希望する地域で施設を利用できる環境整備が急務であると認識をしております。そのため、公立施設、私立施設双方により、ニーズが高い地域での取組を進めてまいり、受入れ施設の拡充については今後、一層の努力をしていく所存でございます。

また、施設の負担軽減を図るため、国の動向を注視しつつ、国の補助制度の活用や支援の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕文健康福祉局長（登壇）

私からは、2項目めの3点目についてお答えいたします。

本市内の医療的ケア児の人数は、令和7年5月1日時点で144名であり、うち未就学児は62名と把握しております。

令和7年度からは、国の基本方針に基づき、医療的ケア児の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを設置し、円滑な支援につなげております。その中で保護者のニーズ把握にも努めており、令和7年度で未就学児も含め74件の相談があったところです。

このほか、こんにちは赤ちゃん事業や1歳6か月児健診、3歳児健診等において保護者のニーズを把握しておりますが、それ以降に医療的ケアのニーズが表面化した児童、保護者につきましては、特段の相談があった場合を除き、ニーズの把握はできておりません。

なお、医療的ケア児等コーディネーターの設置から間もないことから、制度の周知につきましてはより継続的な取組が必要であり、保護者と接点が多い市内医療機関に対して、改めて周知を図ってまいります。

また、潜在的なニーズを早期に把握していくため、支援団体等のご意見も伺いつつ、こども未来局や教育委員会との庁内連携や医療機関や計画相談支援事業所など関係機関による協議の場を通じて、当該児童、保護者にとって必

要な支援へつなげる体制の構築を進めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

村田危機管理担当理事。

○村田 泉危機管理担当理事（登壇）

私からは、3項目めの1点目についてお答えいたします。

通学路への防犯カメラの設置につきましては、議員ご指摘のとおり、人的な見守り体制の維持が懸念される中において、犯罪の抑止や早期解決に有効であり、子どもたちの安全・安心を確保する上で重要な取組であると認識しております。

本市ではこれまで警察とも連携し、自治会による防犯カメラの設置を補助制度により支援するとともに、不審者情報や声かけ事案の多い場所、あるいは子どもの通学路など、安全対策上必要性の高い場所への設置を促進してまいりました。

一方で、機器の設置費用に加え、更新や維持管理に係る費用など、自治会の財政的負担が大きくなる一方であるとの声も、重く受け止めております。

こうした状況を踏まえ、今後は、現行制度を基本としつつ、補助額の見直しやランニングコストへの支援、比較的安価な機器の活用も含め、自治会の負担軽減を図りながら人的な見守り体制を補完し、通学路への設置拡大にもつながる実効性の高い支援策について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長（登壇）

私からは、3項目めの2点目、5項目めの3点目及び6項目めについてお答えいたします。

まず、3項目めの2点目についてでございますが、通学路における児童の安全確保の観点におきまして、デジタル技術を活用した見守り体制の構築は有効な方策であると認識しております。

現在、民間事業者が提供する登下校時の保護者への位置情報通知や、緊急時に位置情報履歴を警察と共有できるサービスの導入を検討しているところでございます。見守りシステムの導入も含めた通学路の安全対策のさらなる充実を図ってまいります。

次に、5項目めの3点目についてでございますが、学校

における物品の購入につきましては、各校に配当された予算の範囲内において学校長の裁量により執行されており、GX製品を含めたグリーン購入法適合商品の購入を推奨しております。

GX製品を含めた身近な実物教材の活用や外部講師と連携した学習は、児童生徒の環境意識を高める上で有効であるため、引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、6項目めについてでございますが、児童生徒輸送用バスの安全管理につきましては、昨年度の包括外部監査での指摘を受け、今年度から備車を再委託として取り扱い、契約約款に基づいて書面による事前の承諾を必要とする運用に改めております。

また、再委託を行う場合であっても、運行管理、安全管理及び事故発生時の損害賠償責任は受託事業者が負うことを明文化しております。さらに、事故発生時の対応につきましては、安全管理マニュアルを定め、事業者と学校及び市が連携し、迅速・適切に対応する体制を整え、実効性ある安全管理に努めております。

以上でございます。

○西本真造議長

西本商工・スポーツ担当理事。

○西本英史商工・スポーツ担当理事（登壇）

私からは、5項目めの1点目についてお答えいたします。

大企業は地域経済を牽引する重要な担い手であり、その立地や事業活動は、本市における税収の確保や雇用の創出、さらには関連企業をはじめとするサプライチェーンの形成など、地域経済全体に大きく寄与するものと認識しております。

本市におきましては、姫路市企業立地促進条例に基づき、企業の皆様が新たな工場等の立地や設備投資に対しまして補助金を交付しながら、支援してまいりました。

また、臨海地域に企業や事業所などが集積しており、物流機能の強化につながるよう、姫路港や播磨臨海地域道路の都市基盤の整備に向け、国に要望活動を展開しているところでございます。

さらに、播磨臨海地域のカーボンニュートラルポートの形成や水素社会の推進を通じた脱炭素社会の実現に向けましても、大企業の皆様がご持ちの技術力や知見は必要でございます。

今後も、姫路の経済発展のため、より一層の連携を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

峯野財政局長。

○峯野仁志財政局長（登壇）

私からは、5項目めの2点目についてお答えいたします。

本市ではグリーン購入法の趣旨を踏まえ、平成21年に姫路市グリーン購入方針を策定し、昨年1月には国の基本方針改定を受け、対象品目を拡充するとともに、新たにグリーン製品の優先調達基準を設けたところでございます。

一方で、公共工事におけるグリーン鉄等のGX製品の活用につきましては、議員ご指摘のとおり、国直轄事業における試行導入が行われていることは承知しておりますが、現時点では一般製品と比較して価格が高いことや供給体制に課題があることがハードルとなっていると認識しております。

そのため、本市において他都市に先駆けて導入することは困難であると考えておりますが、価格や供給体制の安定化、また、国や兵庫県との取組に変化が生じた場合には遅滞なく対応できるよう、引き続き動向を注視してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

4番 山口 悟議員。

○山口 悟議員

それぞれに丁寧なご答弁ありがとうございました。

第2問、少しさせていただきたいと思っております。

1点目の警報発令時の受入れ体制の構築についてご答弁いただいておりますが、順次進めていくというご答弁いただいたんですけども、前回質問してからですね、1年と言わず少し期間がある中で、その中でも、まだ現段階でもそのような回答だったことに少し、もう少し進んだんじゃないのかなと思って残念に思っております。

この件はですね、働く保護者の皆さんからのニーズが高いことだと思いますし、実際に他都市でもやられてますし、市内の放課後児童クラブもやられているという実績がある中で、順次進める、今の段階でそのような回答で本当によろしいのでしょうか。

姫路市が本当に子育て世帯のことを考えてるまちだとか、安心して子育てを、子どもをですね、産み育てるまちだと感じられるような取組をぜひ行っていただきたいと思っておりますが、再度、ご所見をお聞かせください。

後ですね、すみません、訪問看護師の支援の拡充について

でも再質問したいと思いますが、訪問看護師の私立への支援については検討を進めてまいりますとのご答弁だったかと思いますが、こちらについても、実際にですね、私立園から、もし、もう明日にでもこれ以上受け入れることができないという声が上がってしまえば、最も影響を受けるのは医療的ケア児とその保護者であります。

もう少しですね、私立園の支援についてスピード感を持って対応すべきと考えますが、再度ご所見をお聞かせください。

それと、GX製品の活用についてのところでですけども、GX製品ところ、公共工事においては確かにですね、供給体制等まだまだ課題があるところだとは認識しております。

ただ、GX製品については、グリーン購入法においてですね、先ほど峯野局長からもお話ありましたが、その原材料に鉄鋼が使用される物品を判断基準、新たに追加されたところである中でですね、まだ本市においてはGX製品の導入事例が限定的であると認識しております。

価格面のお話もありましたが、価格面だけでなく、ライフサイクル全体での環境価値や、この公共調達による市場形成効果など、どのように評価された中でですね、進めていくのかというところで、ご所見をですね、お聞かせいただきたいと思います。

そして、最後にですね、角倉次長からご答弁いただきましたGX製品を活用した環境教育についてですけども。教育委員会の答弁では、外部講師等を活用した環境教育については前向きなご答弁だったかと思いますが、この購入については、各学校にグリーン購入法に基づいて購入するものだと、各学校の判断だ、裁量だというふうなご答弁だったと受け止めました。

しかしながらですね、この限られた学校予算の中で、通常よりも価格が1、2割ほど高いGX製品の購入を学校現場に委ねることは実際にはですね、なかなか難しいのではないかと考えております。

そこでお伺いしますが、このグリーン購入法を呼びかけでもGX製品の購入実績がない中でですね、教育委員会として今後、各学校にGX製品を活用した環境教育の必要性をどのようにお伝えしていくおつもりなのか、お聞かせください。

また、先ほど環境教育に対して理解は示していただけるのであればですね、例えばですけども、図書館とか児童

センター等にGX製品を配置し、その製品がどのような環境価値を持ち、CO₂削減にどのように貢献しているのか分かりやすく表示する看板等をこの公共施設に設置するなどしてですね、学ぶ機会につながるのではないかと考えます。

図書館や児童センターをはじめとする子どもたちが多く利用する公共施設へのGX製品の配置活用について、環境教育の観点から積極的に推進していくべきだと考えますが、ご所見をお聞かせください。

後ですね、先ほども質問の中で申し上げましたが、ひめじの農産物を知って食べよう事業とか、子どもたちに地元の魚をさばいて食べよう事業等はですね、学校長の裁量によるものではなくてですね、農林水産環境局が主体となって予算を確保して、参加を希望する学校園に募集して実施しているものと認識しております。これらの事業はですね、農業や漁業について体験的に学ぶ機会を提供し、子どもたちの郷土への理解や愛着を深める取組として高く評価しております。

一方で、本市は全国有数のものづくり産業が集積するまちであります。脱炭素化を求められる時代において、農業や漁業だけでなく、地域産業を支える企業のGXの取組や環境に配慮された製品について学ぶ機会を設けることも、子どもたちの環境教育やキャリア教育の観点から大変意義があるものと考えますので、こちらについても、教育委員会もしくは市が主体となって必要な予算を確保して、希望する学校にGX製品を活用した環境教育の機会を提供する仕組みが必要だと考えますが、再度、ご所見をお聞かせください。

以上です。

○西本真造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

私のほうでは2問、2点いただいたとっております。まず1点目の放課後児童クラブの警報発令時の開所基準についてでございます。

現場のほうと調整をしながら順次進めておりますが、議員ご指摘のとおり、時間がたっているということで、それを反省材料といたしまして、スピード感を持って、できるだけ早期にお示しできるように努めてまいります。

それと2点目の私立施設への訪問看護の支援ということでございますが、確かに議員おっしゃるように、園のほ

うで受入れができないということになりますと保護者の就労継続が難しくなるということで、放課後児童クラブも保育も単なる福祉ではなく労働政策の一面もございまして、子どもの安全と保護者の就労環境が守られるよう、こちらのほうもスピード感を持ってお示しできるよう努めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

峯野財政局長。

○峯野仁志財政局長

お答えいたします。

カーボンニュートラル社会の実現のために脱炭素化が必須であると、もうそれはもう疑いのないことでございます。

先ほどもちょっと申し上げましたが、現実問題としまして実際、現在のところはやっぱりコストがかかってしまうということで、やはりその単価、価格重視でずっとこう来ておりますもんですから、なかなかその最小の経費で最大の効果という観点からしますと、まだそのGXっていうところがその効果のところですね、まだまだ認識が足りないところは実際問題あると思います。

今後ですね、社会的な状況の進展等、国の状況も踏まえて、どんどんもっとこうGXが、いわゆるその効果として上がってきて、認識が高まってくるようになっていくべきだと思っておりますし、姫路市におきましても、例えば教育委員会のほうで、そういうGX製品を活用した教育であるとか、そういったところからやっぱりGXが必要であるという認識を深める中で、だんだんその効果の中にGXを入れるべきだということが増えてくれば、コストに見合うものとどんどん増えてくるかというふうに思っております。

以上でございます。

○西本真造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

令和7年12月1日に姫路市グリーン購入方針が改定され、本市の学校園を含む、図書館も含む全組織において、グリーン購入方針の判断基準に適合した商品の購入が求められることとなっております。

教育委員会におきましても、同年12月5日に各学校園長に対し、改定されたグリーン購入方針に沿った製品の購

入等の対応を求める通知を出しており、今後、GX製品の購入が拡大していくものと考えておりますので、子どもたちの周りにも同様の製品がどんどんと入ってきますので、これらのものを活用して環境教育を推進してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

4番 山口 悟議員。

○山口 悟議員

すいません。ちょっとだけ質問させていただきます。

グリーン購入法の観点で峯野局長からも確かに価格のお話はあったんですけども、ただですね、市のホームページ見てみますと、グリーン購入法にご協力くださいということで、市民や事業者の皆様にもサービスの調達にご協力を願いますというようなページもございます。

やはりですね、グリーン購入について市民や事業者に求めるのであればですね、市が率先的にやるべきことかと思っておりますので、再度、その件についてご所見をお聞かせください。

あとですね、教育委員会のところになりますが、確かに学校長の裁量等、難しい部分はあるかと思っておりますが、このですね、先ほども申し上げましたが、実際に市としても、ひめじの農産物を知って食べよう事業とかそういった事業がやられているわけでありまして、農業・漁業だけでなく市のものづくり産業についてもですね、子どもたちに学ぶ機会が必要ではないかと考えますので、その点についても再度ご所見をお聞かせください。

以上です。

○西本真造議長

峯野財政局長。

○峯野仁志財政局長

グリーン購入法の対象でございますが、議員おっしゃるとおりだと思います。

本市におきましてもですね、特に紙であるとか文房具であるとか、そういったそのグリーン製品がかなり普及して分野については積極的に使用することとしております。

ただ先ほど来、出ておりますグリーン鉄であるとか、もう少しちょっと価格が下がってこないことにはなかなか競争的にできないのかなという面もございまして、その辺は動向はしっかりと見極めていきたいと思っております。

以上でございます。

○西本真造議長

角倉教育次長。

○**角倉 要教育次長**

議員お示しのとおり、姫路市はものづくりがとても盛んなまちでございます。子どもたちが、姫路市におけるものづくりについて学ぶことは郷土愛を育む上からも大変重要なことと認識しておりまして、社会科であったり、総合的な学習であったり、学校教育のあらゆる場面を活用して、ものづくりに対する理解を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**西本真造議長**

以上で、山口 悟議員の質疑・質問を終了します。